

## 平成 29 年度 公共建築物木造誘導経費支援

### Q&A

#### 【支援内容】

Q1：どのような支援をしてもらえるのですか？応募者のメリットは何ですか？

A1：応募案件に対して、同条件下の異なる構造での比較設計図書を作成し、コスト比較を行います。完成した詳細のコスト比較設計資料（図面、積算書等）について、採択事業者を提供します。資料により、対象案件を木造化した場合と非木造で対応した場合のコスト比較が可能となる事で、今後の木造化の普及推進を図るための参考情報を得ることになります。

そのために必要となる設計、積算等の対応費用①、②について助成を行います。

#### ①人的支援：

比較設計に係わる実務者として、事務局が設計アドバイザーを指定します。

#### ②助成金：

設計アドバイザーに係わる経費を含む、比較設計を行うための費用、及び支援終了後に開催を予定している成果報告会参加のための旅費となります。

比較設計に伴い応募者側で間接的に発生する費用（旅費、需要費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、使用料及び賃借料、弁当やお茶代等）は対象とはなりません。

#### 【応募要件】

Q2：地方公共団体しか応募できないのですか？

A2：地方公共団体以外の方も応募いただけます。ただし本事業では、現に建設される公共建築物の設計情報等を提供いただく事が必要になりますので、原則発注者の方からの応募となります。

Q3：「地方公共団体等の発注者・設計者・木材生産者・施工者等の事業者間の連携が図られ」とあります（募集要領P1）が、発注者単独での応募はできないのですか？

A3：応募いただくのは発注者単独で構いません。ただし本事業では、実際の案件に対する比較設計を行いますので、対象案件の設計者等、関係者の理解と協力体制は欠かせません。

Q4：「具体的な公共建築物の進捗案件」（募集要領P1より）とありますが、既に竣工している物件でも応募できるのですか？

A4：可能です。今後の木造化推進への普及効果が高いと考えられる物件「2. 3対象となる案件の内容」（募集要領P1）等であれば優先される場合もあります。

Q5：計画段階や、基本設計中の物件でも応募できますか？

A5：事業期間内に詳細な比較設計を完了する必要があるため、実施設計の完了を目安としています。このため、基本設計が完了していない案件や、実施設計の完了しない案件は対象となりません。

Q6：学校、福祉施設以外の建物についても対象になりますか？

A6：対象となります。具体的な用途の記載については、木造化の普及効果が高い物件の一例として、応募者の理解を助けるために記載しています。

Q7：4階建て以上の木造建物でも対象となりますか？

A7：対象となりますが、厳しい防耐火要件や特殊な構造が求められる場合は、現時点では一般への普及効果が低いとみなされるため、記載された規模程度の建物が目安となります。

Q8：床面積などの規模による制限はありませんか？

A8：ありません。

想定面積を超える建物については、事業期間内での作業の完了とコスト比較の汎用性を確保するために、建物用途を構成する中心要素となる部分（例：幼保施設における遊戯室、保育室等）を抽出してコスト比較を行います。

#### 【実施内容】

Q9：コスト比較において応募者が行うことは何ですか？

A9：「コスト比較設計に必要な情報等を事務局が指定する期日までに提出」（募集要領P2）していただきます。

比較設計業務自体は設計アドバイザーが行うため、応募者が直接対応する事はありませんが、比較設計がスムーズに実施できるよう、必要な資料の提供や関係者との調整などについて協力をしていただきます。

Q10：地域の実情を踏まえた木造公共建築物とは何ですか？

A10：木材供給体制や材料価格など、それぞれの地域の状況を考慮した建築物のことです。

Q11：設計アドバイザーとは、どのような方になりますか？

A11：地域にふさわしい木造公共建築物に通じた設計事務所等となります。

#### 【審査】

Q12：採択前ヒアリングの日時はいつ決まるのですか？また、全事業者が対象となるのですか？

A12：全応募者に対してヒアリングを行うわけではありません。ヒアリングが必要な応募者には、個別に事務局よりご案内させていただきます。

#### 【実施期間】

Q13：比較設計に係わる対応期間はどれくらいあるのですか？

A13：9月上旬から2月末までの約6ヶ月を想定しています。

**【情報の取り扱いについて】**

Q 1 4 : 採択事業者名、事業成果等を広く一般に公表および使用する（募集要領 P 5、6）とのことですが、どの程度まで公開されるのですか？

A 1 4 : 本事業は実在する案件を題材としており、また設計図書等を事業成果としているため、事業者に影響のない範囲での公開を原則としています。

公開は、成果物の取りまとめを行った「事業報告書」（募集要領 P 8）として公表する他、同等の内容をシンポジウム等でも使用する予定です。詳細は別途相談させていただきます。

**【その他】**

Q 1 5 : 二次募集はありますか？

A 1 5 : 二次募集は予定していません。審査の結果、採択事業者が一定数に達しない場合は追加募集を行うことがあります。

A 1 6 : 「平成 29 年度 設計段階からの技術支援」と同時に応募することはできますか？

Q 1 6 : 可能です。同一案件に対して並行して支援を受けていただく事は基本的に可能です。

以上